

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案・新旧対照条文 目次

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）（本則関係）	1
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）（附則第五条関係）	8
○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（抄）（附則第六条関係）	11
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）（附則第七条関係）	12

改 正 案	現 行
第四章 育児時間 第二十六条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。 2 前項の規定による育児時間の請求をしようとする職員は、人事院規則で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児時間を請求するかを各省各庁の長に申し出るものとする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 一年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内 3 前項の規定による申出をした職員は、人事院規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による育児時間の請求をすることができる。	第四章 育児時間 第二十六条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。 （新設） （新設） （新設）

5	職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間の給与額を減額して給与を支給する。	2	(同上)
6	第六条及び第二十一条の規定は、育児時間について準用する。	3	(同上)
第五章 防衛省の職員への準用等 第二十七条 この法律(第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定(第三条第一項第一号を除く。)中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		第五章 防衛省の職員への準用等 第二十七条 (同上)	
第三条第一項	職員(第二十三条第二項	職員(自衛官候補生、第二十三条第二項	(同上)
	、任命権者	、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)	(同上)
	勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇	(同上)

第八條第一項					
	務しないことが相当である場合として人	事院規則で定め	める場合における休暇	同条の規定により人事院規則で定める期間	人事院規則で定める期間内
「以下「給与法」という。」	勤務時間法第二十三条の規定	定により人事院規則で定め	るものとして	このに相当する	当該休暇又は
る法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）第二十五条第三項又は	防衛省令で定める期間内	防衛省令で定める期間	防衛省令で定める期間	防衛省令で定める期間内

(同上)					
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

第十二条 第一項 第一号		第十二条 第一項		第八条第 二項	
週休日以外	週休日（勤務時間法第六條第一項に規定する週休日）	勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける	職員（	給与法	
休養日以外	休養日（自衛隊法第五十四條第二項の規定に基づき勤務省令の規定により勤務時間を割り振らない日）	自衛隊法第五十四條第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第七條第一項に規定する特別の形態に相当する形態によつて勤務する	職員（自衛官、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五條第一項又は第十六條第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五條第五項の教育訓練を受けている者、	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八條の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律	九十五号）

(同上)		(同上)		(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	

第十二条 第一項第 二號から 第四号ま で	第二十二 条	第二十三 条第一項	前条第一 項	前条第二 項	前条第五 項
週休日	から前条まで	国家公務員法 第六十条の二 第三項	各省各庁の長 は、職員（	各省各庁の長	給与法第十五 条の規定にか かわらず、そ の勤務しない
休養日	、前二条及び第二十七条第二 項	自衛隊法第四十一条の二第三 項	防衛大臣又はその委任を受け た者は、職員（自衛官候補生	防衛大臣又はその委任を受け た者	防衛省の職員の給与等に関す る法律第十一條第二項、第十 六条第二項又は第十八条第三 項の規定による減額をして、

(同上)	(同上)	(同上)	前条第一 項	(新設)	前条第二 項
(同上)	(同上)	(同上)	各省各庁の長 は、職員（	(新設)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	防衛大臣又はその委任を受け た者は、職員（自衛官候補生	(新設)	(同上)

	一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を	俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を
次条	、第二十条及び前条	及び第二十条

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間は自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七條第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」ととする。

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等

2・3 (同上)

(同上)	
(同上)	
(同上)	

に關する法律の規定の適用については、同法第四條第一
項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一
週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一條の二
第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育
児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十
七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定
する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通
常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た
数（第六條第一項において「算出率」という。）を乗じ
て得た額」と、同法第六條第一項中「決定する」とある
のは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者
の受ける号俸に應じた額に、算出率を乗じて得た額とす
る」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当
、同法第二項において準用する一般職給与法第十一條の
五から第十一條の七までの規定による地域手当、住居手
当及び特勤勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴
任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊
法第四十五條の二第一項の規定により採用された職員」
とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二
十七條第一項において準用する同法第二十三條第二項に
規定する任期付短時間勤務職員」とする。

改正案	現行
（平均給与額） 第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。 一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においてはその期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においてはその部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（	（平均給与額） 第四条 （同上） 2 （同上）

同法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。	3 （同上）
3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。	3 （同上）
一 負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日	一・二 （同上）
二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日	
三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた日	三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部について勤務しなかつた日
四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日及び介護時間の承認を受けて介護のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日	四・六 （同上）
五 国（職員が行政執行法人に在職していた期間にあつては、当該行政執行法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日	
六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日	
4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）までの間に	4・5 （同上）

職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。 5 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。	
--	--

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（抄）（附則第六条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
第十九条（部分休業） 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第五項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。 3 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。	第十九条（部分休業） （同上） 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第二項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。 3 （同上）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）（附則第七条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
第七條 附則 暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。附則第十二条において「育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしては、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職	第七條 附則 （同上） 2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。第九項及び附則第十二条において「育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしては、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 3 8（同上）

員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除いて得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二条第一項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。

6 新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同条第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 附則第二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。附則第十二条第五項において「新寒冷地手当法」という。）の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二並びに第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第十九条の規定による改正後の「新育児休業法」という。）第二十七条第一項において「新育児休業法」という。）	第十二条 暫定再任用隊員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。	10 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。	9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。	8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。
2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をして	第十二条 （同上）	10 （同上）	9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（附則第十二条において「新育児休業法」という。）第二十六条第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。	

において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び附則第十九条の規定による改正後の育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする」とする。	いる暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする」とする。
3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の勤務の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする。	3 3 6 (同上)
4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。 5 新寒冷地手当法の規定並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第二十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特勤手当（こ	

8 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。	7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。	6 暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項」とする。 新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。 これに準ずる手当を含む。」に係る部分に限る。」並びに
8 (同上)	7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新育児休業法第二十七条第一項において準用する新育児休業法第二十六条第一項並びに自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。	